

医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

～ 本年は、2年に一度の届出年です ～

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、2年に一度12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法、薬剤師法で規定されている事項について、当該年の翌年1月15日までに厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられています。

本年はその届出年に当たり、医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能となります。オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師等以外の方は、従来どおり所定の届出票に記入のうえ、原則として住所地の保健所へ提出をお願いします。複数の従事先がある場合は、1枚の届出票に主たる従事先および従たる従事先の記載をお願いします。12月31日現在就業していない場合でも、届出が必要です。

この届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行い、その集計結果は今後の厚生労働行政の重要な基礎資料となります。

また、2年ごとに届出を行わないと原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いします。（右記参照）。

届出があった方は、下の検索システムに掲載されます

- ▶ 医師等資格確認検索システム（医師・歯科医師）
https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

- ※ オンラインによる届出は、厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いて医療従事者届出システムにログインし、届出してください。
- ※ 紙による届出の場合、届出票の用紙は最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードをお願いします。

- ▶ 厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療
> 医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html